

# 都市公園等の公園愛護会活動について

## 1 維持管理プランについて

公園の維持管理については、プランを選択して公園愛護会の活動を決めてください。プランは、毎年変更することができますので、みなさまが活動しやすいプランを選択してください。いずれのプランにつきましても、月1回程度の清掃もしくは除草をお願いします。

なお、公園等の管理状況によりプランの変更をお願いすることがあります。

### (1) 適正維持管理プラン

都市公園又は山辺の散歩道の一部又は全部を清掃し、維持管理するプランです。管理できる範囲を選択してください。報償金額については、下表のとおり設定しています。

(年額)

都市公園等の面積 (全体の面積)	管 理 区 分		
	広場部分のみ	植樹帯部分	低木の剪定
1,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 円	15,000 円	15,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	18,000 円	18,000 円	18,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 円	20,000 円	20,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上	22,000 円	22,000 円 (公園外周)	24,000 円
		22,000 円 (園内植樹帯)	

都市公園等の面積に応じ、管理区分の金額を加算します。  
スポーツ教室等が開催される公園の報償金については、広場部分の報償金の額の2倍に相当する額とします。

※ 植樹帯部分のみ、低木の剪定のみを選択することはできません。

よって、植樹帯部分まで選択される場合は、広場部分+植樹帯部分を、低木の剪定まで選択される場合は、広場部分+植樹帯部分+低木の剪定を行っていただくこととなります。

## (2) 公園活動充実プラン

都市公園又は山辺の散歩道での活動区域を適正に維持管理し、更に公園愛護思想の普及啓発の充実を図るプランです。公園を自分たちの手で、より魅力的なものにしていくという愛護会に適したプランです。

報償金額については、下表のとおり設定しており、**適正維持管理プランと異なる点は「公園愛護思想の普及啓発に係る報償金」を設定しているところ**です。詳細については、申請時にご相談ください。

(年額)

都市公園等の面積割	5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上
金額	30,000 円	35,000 円	40,000 円
<b>公園愛護思想の普及啓発に係る報償金 年額 60,000 円以内 (実費)</b>			
報償金の額は、都市公園等の面積割の額に、公園愛護思想の普及啓発に係る報償金の額を加算します。			
ただし、大塚公園、本地ヶ原公園、印場中央公園の報償金については、上記表の適正維持管理プランの都市公園等の面積割による植樹帯部分（公園外周）の報償金の額を加算するものとします。			
また、スポーツ教室等が開催される公園の報償金については、上記表の適正維持管理プランの都市公園等の面積割による広場部分の報償金の額を加算するものとします。			

### ※ 公園愛護思想の普及啓発に係る報償金について

この報償金につきましては、下記の費用にのみ支給します。

- (1) 花壇の作成
- (2) 堆肥置場の作成
- (3) 看板の作成
- (4) 手作り遊具の作成
- (5) 公園を利用したレクリエーション事業

## 2 1年間の流れ（提出書類）について（予定）

1 活動計画書提出【4月中旬】



2 活動報告書、請求書提出【10月上旬】※



3 活動報告書、請求書、変更届提出【翌年3月上旬】※

（※ 必要書類は、提出期限の1か月前ごろに送付します。）

## 3 ごみ回収について

清掃・除草後のごみ回収につきましては、今回提出していただく公園愛護会活動計画書の活動計画に従い、後日（市役所開庁日）市職員が回収します。

なお、活動計画書提出以前に活動される場合、及び活動日に変更等が生じた場合は、下記のとおりご連絡いただきますようお願いいたします。

1 連絡方法

(1) 電話の場合

午前8時30分から午後5時15分まで（市役所閉庁日を除く。）

(2) FAX又はメールの場合

「〇〇〇公園清掃の件」と件名を明記し、清掃日、連絡先氏名、電話番号を記入のうえ、送付してください。

2 その他

(1) 清掃・除草後のごみ等は、公園・広場の出入口付近で利用に支障のない場所にまとめていただき、可燃ごみの集積所には、出さないようお願いします。

(2) ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

連絡先

都市整備部都市整備課公園緑地係

電 話 0561-76-8161（直通）

0561-53-2111（代表）

内 線 505

FAX 0561-52-3339

メール [toshiseibi@city.owariasahi.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.owariasahi.lg.jp)

# 様式記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

公園愛護会活動計画書

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 〇〇〇公園

愛護会名 〇〇〇公園愛護会  
〇〇〇自治会（町内会）

会 長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり活動計画を策定し、  
第10条の規定により届け出ます。

- ・管理区分を選んで〇をつけてください。
- ・広場と植樹帯部分を選択すると公園全体となります。

1 維持管理の方法 ※ 維持管理方法、管理区分を選択し、〇で囲んでください。

・適正維持管理プラン

《管理区分》

広場部分・植樹帯部分(外周・園内植樹帯)・低木の<sup>せん</sup>剪定

・公園活動充実プラン

2 活動計画

(1) 清掃・除草・<sup>せん</sup>剪定

- ・1年間の活動計画を記入してください。
- ・活動内容に、〇を付けてください。
- ・清掃または除草は、月1回程度お願いします。

月日	人数	活動内容	月日	人数	活動内容
4月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	10月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
5月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	11月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
6月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	12月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
7月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	1月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
8月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	2月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
9月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定	3月〇日	〇〇人	清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定

※ 雨天の場合の対応

- 1、翌日に実施
- 2、翌週に実施
- 3、翌月に実施
- 4、その他（

雨天の場合の対応もご記入ください。

第4号様式（第10条関係）その2

(2) 公園愛護思想の普及啓発

例1) 花壇を設けて、花の管理を行う。  
年2回花の植え替えを行う。

例2) 清掃道具の購入



申請時にご相談ください。



公園活動充実プランの場合提出してください。

# 10月中旬・3月上旬提出

第5号様式（第13条関係）その1

〇〇年〇〇月〇〇日

## 公園愛護会活動実績報告書

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 〇〇〇公園

愛護会名 〇〇〇公園愛護会  
〇〇〇自治会（町内会）

会 長 〇 〇 〇 〇

尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり活動実績を報告します。

### 記

#### (1) 清掃・除草・<sup>せん</sup>剪定

月日	人数	活動内容	月日	人数	活動内容
〇月〇日	〇〇人	○清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
〇月〇日	〇〇人	○清掃・○除草・ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
〇月〇日	〇〇人	○清掃・○除草・○ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
〇月〇日	〇〇人	○清掃・○除草・○ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
〇月〇日	〇〇人	○清掃・○除草・○ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定
〇月〇日	〇〇人	○清掃・○除草・ <sup>せん</sup> 剪定			清掃・除草・ <sup>せん</sup> 剪定

- ・ 活動内容に○を付けてください。
- ・ 4月～9月までの実績を記入してください。【10月中旬提出】
- ・ 10月～3月までの実績を記入してください。【3月上旬提出】
- ・ 清掃または除草は、月1回程度お願いします。

●公園活動充実プランの場合提出してください。

領収書（コピー）・活動写真を  
添付してください。

※ 領収書（コピー）及び活動写真を添付してください。



10月中旬・3月上旬提出

第7号様式（第15条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

公園愛護会活動報償金請求書

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 〇〇〇公園

愛護会名 〇〇〇公園愛護会  
〇〇〇自治会（町内会）

会長 住所 尾張旭市〇〇町〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

会長個人の認印を押印

尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第15条の規定により、公園愛護会活動報償金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

〇〇, 〇〇〇円

金額の訂正はできませんので、間違えた場合は、ご連絡ください。

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農協
本・支店名	本店 支店
預金種目	当座・普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

- 振込口座は、愛護会に関する自治会、町内会、子ども会等の口座でお願いします。  
(個人名義の口座には、振り込みできません。)
- 口座名義、フリガナは、全て記入してください。

公園愛護会承認事項変更届

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 〇〇〇公園

愛護会名 〇〇〇公園愛護会  
〇〇〇自治会（町内会）

会 長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり承認事項を変更しましたので、尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第18条の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

	氏 名	住 所	連 絡 先
会 長	〇 〇 〇 〇	〒488-〇〇〇〇 〇〇町 〇〇〇	〇〇 - 〇〇〇〇
副会長	〇 〇 〇 〇	〒488-〇〇〇〇 〇〇町 〇〇〇	〇〇 - 〇〇〇〇
		他〇〇自治会（子供会）	〇〇 世帯
	変更がある場合記入して下さい。		

2 変更理由

4月から〇〇自治会（〇〇町内会、〇〇子供会）の役員改選のため